

議案第 40 号

伊賀市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

伊賀市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和5年2月24日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例  
伊賀市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成16年伊賀市条例第230号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「1,450人」を「1,410人」に改め、同条第5項中「316人」を「336人」に、「団員数」を「団員の数」に改める。

第3条中「団長が」を削り、「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、「該当する者」の次に「及び団長が特に認めた者」を、「得て」の次に「団長が」を加え、第4号を削る。

第6条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(懲戒)」を付し、同条第1項中「免職する」を「免職の処分をする」に改める。

第7条に見出しとして「(処分の手続)」を付する。

第12条第1項の表中「50,000円」を「50,500円」に、「38,500円」を「45,500円」に、「31,000円」を「39,000円」に、「30,500円」を「37,000円」に、「28,500円」を「36,500円」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の年額報酬は、年度ごとに支給し、年度の途中で基本団員となり、若しくは退職等により基本団員の身分を失い、又は階級に異動があった場合は、月割により計算した額を支給する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。